

健感発 0722 第 2 号
平成 21 年 7 月 22 日

各 都道府県
政 令 市
特 別 区 新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



新型インフルエンザ（A／H1N1）に係る症例定義及び届出様式等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 12 条の規定に基づく医師の届出については、平成 21 年 5 月 22 日健感発第 0522001 号本職通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」等において、その症例定義や運用方針等について示し、貴管内の各医療機関への周知をお願いしてきたところである。

今般、6 月 19 日に「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」（以下「運用指針（改定版）」という。）が策定されたことを受け、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 133 号。以下「改正省令」という。）が、本日、公布され、平成 21 年 7 月 24 日から施行されることとなったところ、法第 12 条の規定に基づく医師の届出に係る症例定義及びその運用方針等を下記のとおりとするので、貴管内の各医療機関への周知徹底をお願いしたい。

なお、本通知は平成 21 年 7 月 24 日より適用することとし、別紙 3 に掲げる通知及び事務連絡は、同年 7 月 23 日をもって廃止することとする。

記

第 1 症例定義及び届出様式

今般の新型インフルエンザ（A／H1N1）の症例定義を別紙 1 のとおりとし、法第 12 条の規定に基づく医師の届出の様式を別紙 2 のとおりとする。

第2 改正省令の施行後の運用方針について

1 新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生の端緒の把握

運用指針（改定版）に基づき新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生を捕捉するに当たり、集団発生の端緒を、より迅速かつ正確に把握する観点から、以下のように実施することとする。

(1) 医師は、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察した場合、当該患者に対する問診等を行い、当該患者が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設（以下「患者の属する施設」という。）において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団的な発生が疑われるかどうかを判断する。

問診等により、集団的な発生が疑われると判断した場合、医師は、直ちに次に掲げる情報を最寄りの保健所に連絡するとともに、極力、患者の検体を採取しておくこととする。

ア 患者の属する施設（学校、学習塾、社会福祉施設、医療施設、職場等）の名称及び所在地

イ 患者から聴取した疫学情報（主に患者の属する施設で、どのような症状の者が、どの程度発生していると推測されるか等）

(2) 当該連絡を受けた保健所は、それまでに得ている情報を勘案し、患者の属する施設において、新型インフルエンザ（A／H1N1）が集団的に発生していると判断した場合には、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）の本庁に報告を行うとともに、患者の検体を入手し、PCR検査を実施する。

また、保健所は、学校の設置者や社会福祉施設等の施設長等から、当該施設内において、新型インフルエンザ（A／H1N1）の複数の患者の発生が疑われる旨の連絡を受けた場合においても、同様に、都道府県等の本庁に報告を行うとともに、当該施設内のインフルエンザ様症状を呈する患者から検体を入手し、PCR検査を実施する。

(3) 検査の結果、新型インフルエンザ（A／H1N1）の確定患者であることが判明した場合、保健所は、当該患者を診断した医師に対して、患者の属する施設において、新型インフルエンザが集団的に発生しているおそれがある場合に該当するものとして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以下

「施行規則」という。) 第3条第3号に規定する連絡を行い、医師は、法第12条の規定に基づき、確定患者としての届出を実施する。

- (4) 保健所は、必要に応じて、周辺の医療機関に対して管内で集団発生が生じていることを周知することとし、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察した場合には、集団発生の可能性を確認するよう求めることとする。

2 新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生の規模の特定

1により捕捉した新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生については、その規模を特定し、運用指針（改定版）に基づき感染拡大防止対策を実施することとなることを踏まえ、当該集団に属する疑似症患者も、法第8条第2項の規定により患者とみなして第12条の規定による届出を行うこととする。新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生の規模の特定、集団における当該感染症の疑似症患者の届出は、以下のように実施する。

(1) 法第15条の規定に基づく積極的疫学調査による把握

ア 1により捕捉した新型インフルエンザ（A／H1N1）の集団発生に対して、保健所は法第15条の規定に基づく積極的疫学調査を実施する。積極的疫学調査の方法等については、平成21年7月22日厚生労働省「新型インフルエンザ対策推進本部事務局事務連絡「新型インフルエンザ（A／H1N1）の国内発生時における積極的疫学調査実施要綱の改定について」を参照されたい。

イ 確定患者が確認された施設の設置者等に感染状況に係る調査を求める場合には、感染が疑われる者に対し、医療機関を受診するよう勧奨することとし、受診した医療機関から保健所に対し、患者の属する施設において確定患者が発生していることを確認するよう調整する。

ウ 受診した医療機関から確認のための連絡があった場合、保健所は、当該医療機関に対し施行規則第3条第3号に規定する連絡を行うこととし、連絡を受けた医師は、法第12条の規定に基づき、疑似症患者としての届出を実施する。

(2) 集団発生を疑った医師からの報告による把握

医師が、インフルエンザ様症状を呈する患者を診察し、患者の属する

施設において新型インフルエンザ（A／H1N1）が集団的に発生していることを疑い、保健所に対して第2の1の(1)の連絡を行った場合に、当該施設において既に確定患者が確認されているときは、保健所は、施行規則第3条第3号に規定する連絡を行うこととし、医師は、法第12条の規定に基づき、疑似症患者としての届出を実施する。

第3 今度のサーベイランス体制について

今後、我が国では、秋冬に向けて新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者数が増加していくことと予想されるところ、運用指針（改定版）においては、そのサーベイランスのあり方について、「感染拡大の早期探知の取組を停止し、定点医療機関における発生動向の把握等に特化するとともに、病原性や薬剤耐性などの変化を見るため病原体サーベイランスを継続するなど、状況に応じた対応を行う」と規定されており、医師の届出のあり方についても、適時に見直しを行うこととする。

新型インフルエンザ

(1) 定義

新型インフルエンザウイルスの感染による感染症である。

(2) 臨床的特徴

咳、鼻汁又は咽頭痛等の気道の炎症に伴う症状に加えて、高熱（38℃以上）、熱感、全身倦怠感などがあられる。また、消化器症状（下痢、嘔吐）を伴うこともある。

なお、国際的連携のもとに最新の知見を集約し、変更される可能性がある。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

患者(確定例)は、(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から新型インフルエンザが疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザと医師が診断した場合とする。ただし、年齢、基礎疾患、服薬状況などの影響によって、38℃以上の発熱を呈さない場合もあることに留意する。

この場合において、検査材料は、左欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

イ 無症状病原体保有者

無症状病原体保有者は、(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表に掲げる検査方法により、新型インフルエンザの無症状病原体保有者と医師が診断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出（ペア血清による抗体価の有意の上昇）	血清

ウ 疑似症患者

疑似症患者は(2)の臨床的特徴を有する者のうち、38℃以上の発熱かつ急性呼吸器症状*1のある者を診察した結果、症状や所見から、医師が新型インフルエンザを疑った場合とする。ただし、年齢、基礎疾患、服薬状況などの影響によって、38℃以上の発熱を呈さない場合もあることに留意する。

エ 感染症死者の死体

感染症死者の死体は、(2)の臨床的特徴を有する死体を検査した結果、症状や所見から、新型インフルエンザを疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、新型インフルエンザにより死亡したと医師が判断した場合とする。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	鼻腔ぬぐい液・鼻腔吸引液・咽頭ぬぐい液・その他
検体から直接のPCR法(Real-timePCR法、Lamp法等も可)による病原体の遺伝子の検出	
中和試験による抗体の検出(ペア血清による抗体価の有意の上昇)	血清

才 感染症死亡疑い者の死体

感染症死亡疑い者の死体は、(2)の臨床的特徴を有した死体を検査した結果、症状や所見から、新型インフルエンザにより死亡したと疑われる場合とする

* 1. 急性呼吸器症状：

- 急性呼吸器症状とは、最近になって少なくとも以下の1つ以上の症状を呈した場合をいう
- ア) 鼻汁もしくは鼻閉
 - イ) 咽頭痛
 - ウ) 咳嗽

新型インフルエンザ発生届

都道府県知事（保健所設置市・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下の通り届け出る

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 _____ 印 _____
 (署名又は記名押印のこと)

従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地(※) _____
 電話番号(※) () _____
 (※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 診断（検査）した者（死体）の類型				
・患者（確定例）・疑似症患者・無症状病原体保有者・感染症死者の死体・感染症死亡疑い者の死体				
2 当該者氏名	3 性別	4 生年月日	5 診断時の年齢（0歳は月齢）	6 当該者職業
	男・女	年 月 日	歳（か月）	
7 当該者住所 電話（ ） -				
8 当該者所在地 電話（ ） -				
9 保護者氏名	10 保護者住所（9、10は患者が未成年の場合のみ記入） 電話（ ） -			

11 症状	・38度以上の発熱・38度未満の発熱 ・鼻汁もしくは鼻閉・咽頭痛・咳嗽・下痢 ・嘔吐・全身倦怠感・関節痛・筋肉痛 ・肺炎・多臓器不全・脳症・意識障害 ・その他（ ）	18 感染原因・感染経路・感染地域 クラスターの属性 ・学校 名称（ ） ・福祉施設 名称（ ） ・医療機関 名称（ ） ・その他（ ） 感染地域（確定・推定） ・日本国内（ 都道府県 市区町村） ・国外（ 国 詳細地域） 保健所が NESID に入力する際は、当欄に集団発生の発見端緒となつた患者の NESID 上の報告 ID を必須記入とする
	・インフルエンザ迅速診断キットA型陽性 ・分離・同定による病原体の検出 検体：鼻腔・咽頭ぬぐい液 その他（ ） ・検体から直接のPCR法等による病原体遺伝子の検出 検体：鼻腔・咽頭ぬぐい液 その他（ ） ・ペア血清での中和抗体の検出 結果：抗体陽転・抗体価の有意上昇 ・その他の方法（ ） 検体（ ） 結果（ ） ・臨床決定（ ）	
13 発病年月日	平成 年 月 日	19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項
14 診断（検査※）年月日	平成 年 月 日	
15 入院年月日	平成 年 月 日	
16 退院年月日（*）	平成 年 月 日	
17 死亡年月日	平成 年 月 日	

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を○で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年齢、年月日を記入すること。

11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)

今般正式に廃止する通知及び事務連絡

1 通知

- 平成21年4月29日厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）に係る症例定義及び届出様式について」
- 平成21年5月9日厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の改定について」
- 平成21年5月13日厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」
- 平成21年5月22日厚生労働省健康局結核感染症課長通知「新型インフルエンザに係る症例定義及び届出様式の再改定について」

2 事務連絡

- 平成21年5月1日厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡「新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の症例定義について」
- 平成21年5月5日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型インフルエンザ（豚インフルエンザH1N1）の症例定義について」
- 平成21年5月9日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型インフルエンザ疑似症患者の取り扱いについて」
- 平成21年5月12日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型インフルエンザの症例定義等の改定に関する問合せについて」
- 平成21年5月24日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型インフルエンザの症例定義等の改定に関する問合せについて」